

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、入間都市計画道路の変更（3・4・8安川新道線）についての理由を示したものです。

I 入間都市計画区域における位置等

入間都市計画区域は、都心から約40km圏にあり、埼玉県南西部に位置しています。

本区域には、都心部へ直結する西武池袋線や、八王子、川越及び高崎方面と連絡するJR八高線が通っています。道路は、首都圏中央連絡自動車道、一般国道16号、一般国道299号バイパス及び一般国道463号バイパスなどの広域幹線道路により道路網の骨格が形成されています。

こうした広域交流のポテンシャルや地域特性を活かしながら、魅力と活力のある都市づくりを目指しています。

今回変更する3・4・8安川新道線は市東部の藤沢地域の北端に位置し、3・4・7東京街道線から3・3・12三ヶ島街道線までを東西に結ぶ幹線道路として決定されている路線です。

II 変更の必要性

長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路の中には、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている路線も存在します。こうした路線については、その必要性などを現時点で再検証し、見直すべき路線については適切に見直していく必要があります。

このことから、入間都市計画区域内において、長期未整備都市計画道路を再検証した結果、以下の道路について変更するものです。

3・4・8安川新道線は、重複する市道幹11号線等周辺道路の整備が進んだことから、これらの道路が交通機能を果たすため、現道である市道幹11号線を活用したルートに線形を変更します。また、今回の変更と併せて本路線の車線数を決定します。

III 変更の内容

| 名 称 | 幅員 | 車線数 | 延 長 | 内 容 |
|-------------|-----|-----|---------|-----------------------------|
| 3・4・8 安川新道線 | 16m | 2車線 | 約1,940m | ・線形変更に伴う、一部区域の変更 ・車線数を決定 |

IV 関連する都市計画

本路線の変更に伴い、本路線の中心線で区分されている用途地域を変更します。